

会社は診断書強要の誤りを認め 社員に謝罪せよ

団体交渉開催を申し入れる

東京都労働委員会は、勤務割の年休は欠勤であるとか診断書提出が必要だという会社の見解をすべて誤りと断定し、組合から診断書の取り扱いについて団体交渉の申し入れがあった場合には速やかにこれに応じ、基本協約や就業規則等の解釈について具体的に説明しなければならないという命令をくだしました。地本はこれにもとづき本日会社に団体交渉の開催を申し入れました。

申し入れの主旨

- ・「25日発表の勤務割で指定された年休に対する診断書提出は不要である」ということを、掲示で各現場に周知すること。
- ・「20日までの年休申請はコミュニケーションである」「仮の申請である」と主張し勤務割で指定された年休も欠勤だという根拠としていたことは間違いであると認め謝罪すること。
- ・松井組合員に誤った指導をした東京交番検査車両所の管理者は、松井組合員に謝罪すること。
- ・松井組合員が、「労働協約・就業規則の解釈」にかかわる苦情申告をしたにもかかわらず、会社側幹事が一方的に却下をしたことを謝罪すること。
- ・これまでに診断書提出を強要した当事者に謝罪し診断書取得に要した費用について弁納すること。